

# 《 事務所ニュース 2025年1月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101  
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252  
E-mail : [info@kashiwa-iwasaki-sr.com](mailto:info@kashiwa-iwasaki-sr.com)

## 謹賀新年

旧年中は格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます  
本年もよろしくお願ひ申し上げます

令和7年 元旦

## 雇用保険改正について

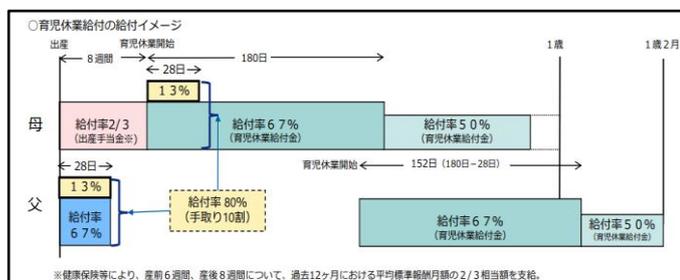
令和7年4月1日施行

令和7年4月から幾つか雇用保険の法改正が予定されていますが、その中から一番関りがある改正である「出生後休業支援給付」と「育児時短就業給付」の創設について、ご説明いたします。

### ◆ 出生後休業支援給付について

子の出生直後の一定期間以内（男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内）に、被保険者とその配偶者の両方が14日以上の子育て休業を取得する場合に、最大28日間、休業開始前賃金の13%相当額を給付し、育児休業給付とあわせて給付率80%（手取りで10割相当）へと引き上げることをとする。

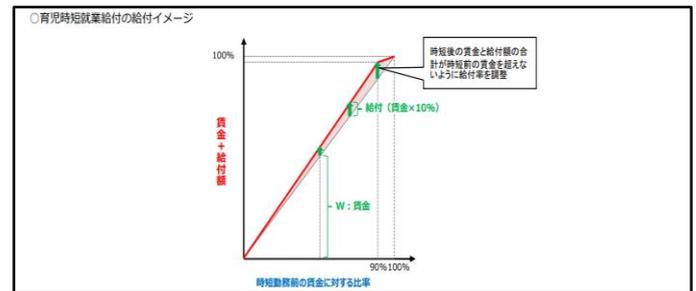
※ 配偶者が専業主婦（夫）の場合や、ひとり親家庭の場合などには、配偶者の育児休業の取得を求めずに給付率を引き上げる。



### ◆ 育児時短就業給付について

被保険者が、2歳未満の子を養育するために、時短勤務をしている場合の新たな給付として、育児時短就業給付を創設する。

給付率については、休業よりも時短勤務を、時短勤務よりも従前の所定労働時間で勤務することを推進する観点から、時短勤務中に支払われた賃金額の10%とする。



## 賞与支払届の提出について！！

賞与を支給した場合は「賞与支払届」、不支給の場合は「賞与不支給報告書」を提出することになっています。賞与の額は、年金額の算出の基礎となりますので、提出漏れに注意しましょう。

### ●社会保険料の徴収について

社会保険は、原則として月中で退職した場合は、その月はカウントせず、保険料は徴収しません。例えば12月10日に賞与を支払い、12月の月中（12月30日まで）に退職の場合、支給した賞与からは、社会保険料を徴収しません。支給後に、退職を申し出た場合は、保険料を戻す必要がありますので、注意してください。

## 業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行  
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行